

令和6年9月25日

## 令和6年9月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時30分から午後3時10分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬  
3番 岩本 達也  
4番 阿部 義明  
5番 吉浦 武夫  
6番 山口 裕美  
7番 上田 敏雄  
8番 藤井 利夫  
9番 綱木 厚夫  
10番 桑内 千恵美  
11番 廣瀬 茂晴  
14番 大西 佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
議案第34号 非農地証明願について  
報告第19号 農用地利用集積計画の合意解約について  
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 ただいまより令和6年9月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、12番上田武志委員、13番近久委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議事録署名委員は4番阿部委員、5番吉浦委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第31号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第31号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和6年9月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が9件、更新が14件、農地中間管理権の新規が1件、更新が0件で、合計24件、57筆、46,963㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については7件です。  
なお、受付番号155から159については、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についての営農型太陽光発電にかかる申請、受付番号162から165と関連した案件でありますので、併せて説明させていただきます。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号155から161については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号155と議案第33号農地法第5条許可、受付番号162については、営農型太陽光発電にかかる一連の案件でありますので、浦庄字諏訪の担当であります3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第32号、農地法第3条許可申請、受付番号155及び、議案第33号、農地法第5条許可申請、受付番号162については、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新にかかる一連の案件であるため、一括して説明いたします。  
9月17日に阿部委員と吉浦委員、私の3名で貸人である〇〇株式会社の〇〇氏と現地確認及び聞き取り調査を行いました。  
本申請は、営農型太陽光発電設備の支柱部分等の1.13㎡にかかる、農地法第5条による農地の一部転用と農地の上部等にかかる、農地法第3条による区分地上権設定であり、令和3年の許可を3年間、更新するものです。  
申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記地目は田、現況地目は畑、地積は1553㎡、太陽光発電パネル下では、ブルーベリーの栽培を行っています。  
発電事業は△△株式会社、太陽光発電パネル下部での耕作は〇〇株式会社が行っております。  
申請地では、太陽光パネルの下部にブルーベリーのポットを置いて栽培しており

ます。

1年目から3年目は育成期間中でありましたが、ブルーベリーは概ね順調に生育しており、今後は果実の出荷が見込まれます。

収穫量は、川島町の露地での栽培実績と比較すると10アール当たり80%となる予定です。

知見を有する者の意見書は、□□株式会社から提出されており、今後も太陽光パネル下でのブルーベリー栽培が適切におこなえると見込まれています。

本申請にかかる農機具については、自動灌水装置、背負式手動噴霧器各○台を所有しております。

農作業には、常時2人が従事します。6月から10月は臨時に1名雇用します。

太陽光発電事業も継続して行われており、想定外のパネル下部への影響はないとのことです。

よって、申請地が農地として適切に利用され、その上部で太陽光発電が継続されると思われることから、3年間の一時転用の許可及び区分地上権の設定の更新は、許可相当でないかと思われます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 農地法第3条許可申請、受付番号155、第5条許可申請、受付番号162の申請地は、農用地区域内の第1種農地です。

太陽光発電設備の下部でブルーベリーの栽培をおこなう営農型太陽光発電にかかる、3年間の一時転用と区分地上権設定の更新です。

概要につきましては、ただいま岩本委員が説明されたとおりです。

本来は先月に申請すべき案件でありましたが、令和6年4月から申請書類が変更となり、一度は7月末に提出されたものの書類に不備があったため9月総会の審議案件となったものです。

よって、3年間の更新であります。先月に審議されるべき案件であったため、転用期間は、本来の一時転用の更新終期である令和9年9月30日までとなります。

発電事業は△△株式会社、太陽光発電パネル下部での営農は○○株式会社が行っております。

転用部分は、太陽光発電設備の支柱、構内柱等にかかる1.13㎡です。

パネルの支柱の最低地上高は、基準となる概ね2m以上の2.31mです。

支柱の間隔は、南北間が4m、東西間が3.7mであり、ブルーベリーの栽培に支障は生じてないとのことです。

申請地では、転用部分を除いて耕作地とし、全域に防草シートを敷きポットによる養液栽培を行っております。

ブルーベリーは、1年目から3年目の育成機関で、ほぼ順調に生育しております。令和6年時点では着果しているものの質や量の問題から、まだ出荷にはいたらず、令和7年6月から出荷する予定です。

また、成木になるまで7年ほど要することから、徐々に収穫量が増える見込みです。ブルーベリーの栽培における農機具は自動灌水装置一式、手動噴霧器〇台を所有しております。

農作業には1日に2人が常時従事し、6月から10月は1名を臨時雇用します。知見を有する者の意見書は、□□株式会社から提出されております。

パネルによる遮光率は39.1%で照度が59klxほどであり、ブルーベリーの光飽和点37.8klxを上まわっております。

照度の低下による生育への影響が少ないことから、地域の平均的な反収の80%以上の収穫を見込んでおります。

栽培においては、□□株式会社、株式会社××、地域の農家から指導を受けるとのことです。

太陽光発電においては、パネル容量440w、200枚及び、パワコン容量24.75kw2台を設置しております。

売電事業も適切に行われており、パネルは支柱下部を杭として固定し、容易に撤去できる構造で設置されております。

よって、農地法第5条許可と、それに伴う農地法第3条許可の更新は、適切でないかと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(2番久米委員挙手)

2番 太陽光発電パネル下部で耕作する貸人である〇〇株式会社と転用者である△△株式会社の所在は同一ですが、なぜ、名義を別に行っているのでしょうか。

事務局 〇〇株式会社は、農地所有適格法人であり農業経営を主として行っております。一方、△△株式会社は、再生可能エネルギーの事業を行う会社です。別組織として法人登記し、それぞれの事業を行っているため貸人と借人となります。

2番 事業収入も分けられているのでしょうか。

事務局 ブルーベリーの売り上げは〇〇株式会社、売電については、△△株式会社の収入となります。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第32号、農地法第3条許可、受付番号155について原案のとおり決定し  
議案第33号、農地法第5条許可、受付番号162は許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号155  
について原案のとおり決定し、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号162  
は許可相当という意見を県知事に送付します。

なお、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号155の許可は、議案第33  
号、農地法第5条許可、受付番号162の許可を待って同日で行うものとします。

議 長 続きまして、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号156と議案第33号  
農地法第5条許可、受付番号163についても、営農型太陽光発電にかかる一連の  
案件でありますので、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地  
調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第32号、農地法第3条許可申請、受付番号156及び、議案第33号、農  
地法第5条許可申請、受付番号163については、営農型太陽光発電設備の設置に  
係る一連の案件であるため、一括して説明いたします。

9月19日に田幡会長と山口委員、上田敏雄委員、私及び太田事務局長、片岡主  
幹とともに、委任を受けた行政書士及び〇〇株式会社の代表取締役と現地確認及び  
聞き取り調査を行いました。

本申請は、営農型太陽光発電にかかる、農地法第3条、賃貸借による区分地上権  
設定と農地法第5条による発電設備の支柱部分等にかかる、3年間の農地の一時転  
用であります。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記地目、現況地目が畑、1837㎡で  
す。

ここに区分地上権を設定し、支柱等を設置する0.359㎡について、3年間の  
一時転用を行います。

発電事業を行う転用者は△△株式会社、太陽光発電パネル下部で営農を行うのは  
〇〇株式会社です。

これまでは、申請地でブロッコリーを栽培しておりましたが、許可後はサカキを  
栽培します。

太陽光発電パネル下では、玉串ホンサカキを栽培します。

太陽光発電パネルが設置されない露地では、日射量が多いことが栽培に適した小葉ホンサカキを栽培します。

サカキの栽培にかかる農作業歴は4年です。

太陽光パネル下での収穫見込みは80%です。

申請地全体でのサカキの販売金額は9年目に、農業委員会に提出された資料によると近隣地域でブロッコリーを出荷した場合の標準的な金額を超える見込みとのことです。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を所有しております。

農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書によると気温や降水量等の条件から、太陽光パネル下でも十分に生育できる環境であるとのことです。

また、三好市でも栽培実績があるとのことです。

パネルの支柱は最低地上高1.987mと概ね2m、間隔は4mで、サカキの栽培に支障がないとのことです。

農地への復元が可能となるよう、架台は杭で固定します。

申請地は、土地改良区や水利組合に属していません。

周囲に被害はないとのことであり、北、東、西の農地の所有者から営農型太陽光発電設置にかかる同意が得られております。

よって、農地として適切に利用し、その上部で太陽光発電を行うとのことから、3年間の一時転用及び区分地上権の設定の許可はやむをえないと思われれます。

なお、出席した委員から事業者に対し、営農型太陽光発電の趣旨を十分理解し、太陽光パネル下部での作物の栽培管理を適切に行うよう要請しております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 農地法第3条許可申請、受付番号156、第5条許可申請、受付番号163の申請地は、農用地区域内の第1種農地です。

太陽光発電設備の下部でサカキの栽培をおこなう営農型太陽光発電用地として、3年間の一時転用の申請です。

農業振興地域整備計画達成上の意見書では、整備計画の達成上特に支障がない旨の意見が述べられております。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

発電事業を行う転用者は△△株式会社です。

太陽光発電パネル下部で営農を行う〇〇株式会社とは農地法第3条により地上権を設定します。



転用部分は、太陽光発電設備のパワコン架台、構内柱等の0.359㎡です。  
パネルの支柱の最低地上高は、基準となる概ね2mの1.987mです。支柱の間隔は4mです。サカキの高さを1.5mほどにすることから、栽培に支障はないとのことです。

太陽光発電パネル下の736.51㎡では玉串ホンサカキを栽培します。

露地部分の940.39㎡では小葉ホンサカキを栽培します。

栽培面積の合計は1,676.9㎡で、申請地全体の91%となります。

営農型太陽光発電施設の設置においては、申請地の農作物による減収が2割以内となることが条件となっております。

申請地では、これまでブロッコリーの栽培を行っており、出荷記録及び栽培状況が参考として提出されております。

このたびサカキに栽培作物を変えることとなりますが、ブロッコリーの出荷額は年〇〇〇〇円でした。

しかし、近隣の西高原△△△番△、畑でのブロッコリーの出荷額が年△△△△円であることから面積で割り戻し、これを標準的な反収とみなせば、申請地でのサカキの販売金額の合計は、10年目にブロッコリーの出荷額を超えます。

太陽光パネル下での栽培においては、露地でのサカキ栽培と比較して80%の収穫を見込んでおります。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を所有しております。農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書は、株式会社□□から提出されております。

東京都青梅市と徳島市との気温や降水量の比較から十分に生育できる環境であり、太陽光パネル下でのサカキの栽培が適切と判断されております。

三好市の栽培実績では、営農計画どおり生育できているとのことです。

また、パネルによる遮光率は62%で13,500ルクスほどの照度になる見込みです。

サカキ栽培に望ましい照度は5,000ルクス以上で、青梅市では12,680ルクスで栽培出荷されていることから十分な日射量が確保されるとのことです。

栽培においては、約30年の実績がある株式会社××から指導を受けるとのことです。

太陽光発電においては、パネル容量450w、208枚及び、パワコン容量16.5kw3台を設置します。

支柱下部を杭として固定する構造であることから容易に撤去できますが、風速40mに耐えることができます。

融資証明書により太陽光発電設備の設置及び撤去に対して十分な資金があることが確認できます。

北、東、西の農地の所有者から、営農型太陽光発電設置にかかる同意書の写しが提出されております。

土地改良区や水利組合に属していない農地のため、上申書が提出されております。よって、農地法第5条許可と、それに伴う農地法第3条許可については、やむをえないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第32号、農地法第3条許可、受付番号156について原案のとおり決定し  
議案第33号 農地法第5条許可、受付番号163は許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号156について原案のとおり決定し、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号163は許可相当という意見を県知事に送付します。  
なお、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号156の許可は、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号163の許可を待って同日で行うものとします。

議長 続きまして、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号157、158と議案第33号、農地法第5条許可、受付番号164についても、営農型太陽光発電にかかる一連の案件でありますので、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第32号、農地法第3条許可申請、受付番号157及び158、議案第33号、農地法第5条許可申請、受付番号164については、営農型太陽光発電設備の設置に係る一連の案件であるため、一括して説明いたします。

9月19日に田幡会長と山口委員、上田敏雄委員、私及び太田事務局長、片岡主幹とともに、委任を受けた行政書士及び〇〇株式会社の代表取締役と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

本申請は、営農型太陽光発電にかかる、農地法第3条、使用貸借と賃貸借による区分地上権設定及び農地法第5条による発電設備の支柱部分等にかかる農地の3年間の一時転用であります。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記地目、現況地目が畑、1,613㎡です。

ここに農地の使用貸借と区分地上権の設定を行い、支柱等を設置する0.259㎡については3年間の一時転用を行います。

発電事業を行う転用者は△△株式会社、太陽光発電パネル下部で営農を行うのは、農地の所有者から農地を20年間使用貸借する〇〇株式会社です。

これまでは、申請地でブロッコリーを栽培しておりましたが、許可後はサカキを栽培します。

太陽光発電パネル下では、玉串ホンサカキを栽培します。

太陽光発電パネルが設置されない露地では、日射量が多いことが栽培に適した小葉ホンサカキを栽培します。

サカキの栽培にかかる農作業歴は4年です。

申請地でのサカキの販売金額は8年目に、ブロッコリーの販売金額を超える見込みとのことです。

太陽光パネル下での収穫見込みは80%です。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を所有しております。

農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書によると気温や降水量等の条件から、太陽光パネル下でも十分に生育できる環境であるとのことです。

また、三好市でも栽培実績があるとのことです。

パネルの支柱は最低地上高1.987mと概ね2m、間隔は4mで、サカキの栽培に支障がないとのことです。

農地への復元が可能となるよう、架台は杭で固定します。

申請地は、土地改良区や水利組合に属していません。

周囲に被害はないとのことであり、東、西の隣接農地の所有者から営農型太陽光発電設置にかかる同意が得られております。

よって、農地として適切に利用し、その上部で太陽光発電を行うとのことから、農地の使用貸借の許可と営農型太陽光発電にかかる3年間の一時転用及び区分地上権の設定の許可はやむをえないと思われま。

なお、本許可申請においても事業者に対し、営農型太陽光発電の趣旨を十分理解し、太陽光パネル下部での作物の栽培管理を適切に行うよう要請しております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 農地法第3条許可申請、受付番号157、158、第5条許可申請、受付番号164の申請地は、農用地区域内の第1種農地です。

太陽光発電設備の下部でサカキの栽培をおこなう営農型太陽光発電用地として、

3年間の一時転用の申請です。

農業振興地域整備計画達成上の意見書では、整備計画の達成上特に支障がない旨の意見が述べられております。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

発電事業を行う転用者は△△株式会社です。

太陽光発電パネル下部で営農を行うのは〇〇株式会社で、農地の所有者から20年間使用貸借します。

△△株式会社と所有者は地上権を設定します。このことについては、〇〇株式会社から同意書が提出されております。

転用部分は、太陽光発電設備のパワコン架台、構内柱等の0.259㎡です。

パネルの支柱の最低地上高は、基準となる概ね2mの1.987mです。支柱の間隔は4mであり、サカキの栽培においては支障がないとのことです。

太陽光発電パネル下の679.5㎡では玉串ホンサカキを栽培します。

露地部分の900.5㎡では小葉ホンサカキを栽培します。

栽培面積の合計は1,580㎡で、申請地全体の98%となります。

営農型太陽光発電施設の設置においては、申請地の農作物による減収が2割以内となることが条件となっております。

申請地では、これまでブロッコリーの栽培を行っており、出荷記録及び栽培状況が参考として提出されております。

このたびサカキに栽培作物を変えることとなりますが、申請地でのサカキの販売金額の合計は9年目にブロッコリーの出荷額を超えると見込まれております。

太陽光パネル下での栽培においては、露地でのサカキ栽培と比較して80%の収穫を見込んでおります。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を利用します。

農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書は、株式会社□□から提出されております。

東京都青梅市と徳島市との気温や降水量の比較から十分に生育できる環境であり、太陽光パネル下でのサカキの栽培が適切と判断されております。

三好市の栽培実績では、営農計画どおり生育できているとのことです。

また、パネルによる遮光率は62%で13,500ルクスほどの照度になる見込みです。

サカキに必要な照度は5,000ルクス以上で、青梅市では12,680ルクスで栽培出荷されていることから十分な日射量が確保されるとのことです。

栽培においては、約30年の実績がある株式会社××から指導を受けるとのことです。

太陽光発電においては、パネル容量450w、194枚及び、パワコン容量16.5kw3台を設置します。

支柱下部を杭として固定する構造であることから容易に撤去できますが、風速40

mに耐えることができます。

融資証明書により太陽光発電設備の設置及び撤去に対して十分な資金があることが確認できます。

東と西に隣接する農地の所有者から、営農型太陽光発電設置にかかる同意書の写しが提出されております。

土地改良区や水利組合に属していない農地のため、上申書が提出されております。

よって、農地法第5条許可と、それに伴う農地法第3条許可については、やむをえないと思われまます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第32号、農地法第3条許可、受付番号157、158について原案のとおり決定し、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号164は許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号157、158について原案のとおり決定し、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号164は許可相当という意見を県知事に送付します。

なお、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号158の許可は、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号164の許可を待って同日で行うものとします。

第3条許可、受付番号157は使用貸借であり、第5条の営農型太陽光発電にかかる転用許可からは独立した申請であるため、本総会日による許可とします。

議 長 続きまして、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号159と議案第33号農地法第5条許可、受付番号165についても、営農型太陽光発電にかかる一連の案件でありますので、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第32号、農地法第3条許可申請、受付番号159及び、議案第33号、農地法第5条許可申請、受付番号165については、営農型太陽光発電設備の設置に係る一連の案件であるため、一括して説明いたします。

9月19日に田幡会長と藤井会長職務代理、廣瀬委員、私及び太田事務局長、片岡

主幹とともに、委任を受けた行政書士及び〇〇株式会社の代表取締役と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

本申請は、営農型太陽光発電にかかる、農地法第3条、賃貸借による区分地上権設定と農地法第5条による発電設備の支柱部分等にかかる農地の3年間の一時転用であります。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記地目、現況地目が畑、1,946㎡です。

ここに区分地上権を設定し、支柱等を設置する0.309㎡について、3年間の一時転用を行います。

発電事業を行う転用者は△△株式会社、太陽光発電パネル下部で営農を行うのは〇〇株式会社です。

これまでは、申請地でブロッコリーを栽培しておりましたが、許可後はサカキを栽培します。

太陽光発電パネル下では、玉串ホンサカキを栽培します。

太陽光発電パネルが設置されない露地では、日射量が多いことが栽培に適した小葉ホンサカキを栽培します。

サカキの栽培にかかる農作業歴は4年です。

申請地でのサカキの販売金額は、6年目にブロッコリーの出荷額をこえる見込みです。

太陽光パネル下での収穫見込みは80%です。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を所有しております。

農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書によると気温や降水量等の条件から、太陽光パネル下でも十分に生育できる環境であるとのことです。

また、三好市でも栽培実績があるとのことです。

パネルの支柱は最低地上高1.987mと概ね2m、間隔は4mで、サカキの栽培に支障がないとのことです。

農地への復元が可能となるよう、架台は杭で固定します。

申請地は、土地改良区や水利組合に属していません。

周囲に被害はないとのことであり、東側と西側の農地の所有者から営農型太陽光発電設置にかかる同意が得られております。

よって、農地として適切に利用し、その上部で太陽光発電を行うとのことから、3年間の一時転用及び区分地上権の設定の許可はやむをえないと思われま

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 農地法第3条許可申請請、受付番号159、第5条許可申請、受付番号165の申請地は、農用区域内の第1種農地です。

太陽光発電設備の下部でサカキの栽培をおこなう営農型太陽光発電用地として、3年間の一時転用の申請です。

農業振興地域整備計画達成上の意見書では、整備計画の達成上特に支障がない旨の意見が述べられております。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

発電事業を行う転用者は△△株式会社です。

太陽光発電パネル下部で営農を行う〇〇株式会社とは農地法第3条により地上権を設定します。

転用部分は、太陽光発電設備のパワコン架台、構内柱等の0.309㎡です。

パネルの支柱の最低地上高は、基準となる概ね2mの1.987mです。支柱の間隔は4mであり、サカキの栽培においては支障がないとのことです。

太陽光発電パネル下の770.66㎡では玉串ホンサカキを栽培します。

露地部分の1,078.64㎡では小葉ホンサカキを栽培します。

栽培面積の合計は1,849.3㎡で、申請地全体の95%となります。

営農型太陽光発電施設の設置においては、申請地の農作物による減収が2割以内となることが条件となっております。

申請地では、これまでブロッコリーの栽培を行っており、出荷記録及び栽培状況が参考として提出されております。

このたびサカキに栽培作物を変えることとなりますが、サカキの販売金額の合計は、6年目にブロッコリーの出荷額を超えると見込まれております。

太陽光パネル下での栽培においては、露地でのサカキ栽培と比較して80%の収穫を見込んでおります。

サカキの栽培における農機具はトラクター〇台、噴霧器〇台を利用します。

農作業には1日に4人が常時従事します。

知見を有する者の意見書は、株式会社□□から提出されております。

東京都青梅市と徳島市との気温や降水量の比較から十分に生育できる環境であり、太陽光パネル下でのサカキの栽培が適切と判断されております。

三好市の栽培実績では、営農計画どおり生育できているとのことです。

また、パネルによる遮光率は62%で13,500ルクスほどの照度になる見込みです。

サカキに必要な照度は5,000ルクス以上で、青梅市では12,680ルクスで栽培出荷されていることから十分な日射量が確保されるとのことです。

栽培においては、約30年の実績がある株式会社××から指導を受けるとのことです。

太陽光発電においては、パネル容量450w、212枚及び、パワコン容量16.5kw3台を設置します。

支柱下部を杭として固定する構造であることから容易に撤去できますが、風速40mに耐えることができます。

融資証明書により太陽光発電設備の設置及び撤去に対して十分な資金があることが確認できます。

東側と西側の農地の所有者から、営農型太陽光発電設置にかかる同意書の写しが提出されております。

土地改良区や水利組合に属していない農地のため、上申書が提出されております。

よって、農地法第5条許可と、それに伴う農地法第3条許可については、やむをえないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第32号、農地法第3条許可、受付番号159について原案のとおり決定し  
議案第33号、農地法第5条許可、受付番号165は許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号159  
について原案のとおり決定し、議案第33号、農地法第5条許可、受付番号165  
は許可相当という意見を県知事に送付します。

なお、議案第32号、農地法第3条許可、受付番号159の許可は、議案第33  
号、農地法第5条許可、受付番号165の許可を待って同日で行うものとします。

議 長 続きまして、受付番号160について、藍畑字高畑東の担当であります10番  
内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第32号、受付番号160、農地法第3条の規定による許可申請について説  
明します。

9月21日に廣瀬委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人に会い聞き取りと現  
地調査を行いました。

申請地は〇〇造園が植栽のため木を植えていた農地の一部です。

譲受人の自宅からは2分から3分の場所にあります。

譲受人からの申出により、自家消費野菜の栽培が可能な範囲で農地を購入するこ



とに決めたとのことでした。

現地を確認した時点では、申請地は木の伐採が行われておりました。  
よって、農地法第3条許可において問題はないと思われま  
す。  
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号160について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号160は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号161について、高原字東高原の担当であります8番藤井  
会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第32号、農地法第3条許可、受付番号161について、説明いたします。  
9月13日に山口委員と上田敏雄委員、私の3名で、委任を受けた行政書士に会  
い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。  
申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇ほか2筆で登記地目が田、現況地目が畑、合  
計1,855㎡です。  
譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、夫婦間の売買による所有権移転であ  
ります。  
この農地は、令和2年8月に、空き家に付属する農地として、農地法第3条許可  
による売買で取得したものです。  
諸事情により夫婦間で不動産の売買を行うことになったとのことではありますが、  
事務局に確認したところ、夫婦間での農地の売買については、問題ないとのこと  
です。  
夫婦間の権利移転であるため、売買後の耕作面積に変わりはありません。  
農機具は、トラクター〇台と耕うん機〇台を所有しております。  
譲受人の農作業歴は4年で、年間100日、野菜等を栽培しております。  
また、夫と実母が150日、農作業に従事します。  
よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号161について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号161は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については7件申請がありました。  
なお、受付番号162から165については、営農型太陽光発電にかかる案件であり、先に説明したとおりです。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号166から168については、以上です。

議 長 それでは、受付番号166及び167については、同一地番で譲渡人と譲受人が同一の案件でありますので、高川原字市楽の担当であります大西委員に、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第33号、受付番号166及び167については、1筆の農地で同一の譲渡人、譲受人による農地転用であるため、一括して説明いたします。  
両申請を合わせた農地転用面積が1,000㎡を超える案件であるため、9月19日に、田幡会長、藤井会長職務代理、上田武志委員、近久委員と私及び太田事務局長と片岡主幹で、農地法第5条の規定による許可申請の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。  
申請地は高川原字市楽〇〇〇番〇、登記及び現況が田、登記地積が1,919㎡、現況地積が1,919.90㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇株式会社です。  
西側を工場、東側を店舗の用地として転用します。  
市楽〇〇〇番〇は、南側が県道、西側が渡内川、東側は石井町が管理する里道などを挟んだ農地、北側は農地です。  
両申請とも、新たに擁壁を設置して、県道の高さに合わせて造成します。

1. 5 mを超える造成のため、盛土30 cmごとに転圧機で固めます。  
ボイラー及び農機具の修理工場用地は994.06㎡です。  
南側の県道のガードレールを撤去して進入路とします。  
工場の排水は浄化槽を通し、東側のマスに流します。  
市楽〇〇〇番〇の内、店舗部分は925.84㎡です。  
店舗はセルフ決済の無人中古衣料店です。南側県道を進入路とします。  
店舗自体からの排水はありません。雨水は東側の2カ所のマスに流します。  
取水については、隣接する工場敷地からくみ上げた地下水を使用します。  
両申請ともマスに集めた水は排水管を通して、石井町が管理する水路に流します。町とは協議済とのことです。  
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。  
北側農地との境界にも1.5 mほどの擁壁を設置するため、農地の一部に影がかかります。このことについては、土地所有者に説明しているとのことです。  
南側県道のガードレールの撤去については、農地転用の許可後に徳島県から承諾を得られる予定とのことです。  
地先の里道等に雑草が茂っております。近隣農地の耕作に影響があるため、譲受人に対し除草に協力されるよう、行政書士から伝えていただいております。  
農地転用において、問題はないと思われまます。  
よって、両申請とも許可やむをえないと思っておりますので、審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号166及び167の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

登記地積は1,919㎡で実測は1,919.90㎡です。平成11年に申請地を分筆する際に測量を行ったため、小数点の端数以外は一致しております。

受付番号166は、転用地の西側部分でボイラー及び農機具の修理工場の用地とします。県道から大型車両が進入できるため利便性が高いことから転用するとのことです。

受付番号167は、転用地の東側部分で中古衣料の店舗です。県道に接しており、集客が見込めることから転用するとのことです。

両申請とも同一人が転用するため一体で造成し、2カ所の転用部分は境界を示す壁で区切ります。

申請地は周囲に擁壁を新設し、南側県道の高さに合わせて造成します。土砂の流出は無いものと思われまます。

南側県道にはガードレールがありますが、撤去について徳島県の道路管理担当とは協議済みとのことです。

雨水は、両申請とも大部分は東側の集水枡から排水管を通して旧国有水路に流します。

雨水の一部は県道側溝に流しますが、これも旧国有水路に流れます。

石井町建設課及び徳島県の道路管理の担当者とは、協議済みとのことです。

取水は、工場用地の井戸から取水して分岐します。

施設からの排水については、工場は浄化槽を通してから集水マスに流します。

店舗部分は、基本的にセルフ決済の無人店舗であることから排水はないとのことです。

申請地の周囲は、南側が県道、西側が町道をはさんで河川、東側が里道及び旧国有水路です。

北側には、農地があります。北側境界からは距離を置いて建築を行うものの、境界の擁壁の高さが1.5mほどで、工場の高さも10m近くあることから、農地の所有者の同意を確認していただいております。

また、西側の未舗装町道と東側の里道及び旧国有水路について、石井町では地先の方に雑草の除草等の管理をしていただいているので、農地転用後、譲受人に管理していただくよう伝えております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

開発行為については協議済みで、現在申請中とのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、両申請とも許可はやむをえないのでないかと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号166及び167について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号166及び167は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号168について、高原字平島の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第33号、農地法第5条許可申請、受付番号168について説明いたします。

これは、1,000㎡を超える農地転用であるため、9月19日に田幡会長、藤井会長職務代理、上田敏雄委員、太田事務局長、片岡主幹と私の6名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字平島〇〇〇番〇、登記が田、現況は休耕地、1,588㎡と高原字平島△△△番△、登記が田、現況は休耕地、1,787㎡です。

両申請地とも譲渡人が農地を管理することが困難であったため、太陽光発電設備設置の適地として譲渡することになり、今回の申請にいたったとのことでした。

2筆の周囲をフェンスで囲い整地をして、太陽光発電設備を設置します。

雨水は地下浸透です。

雑草対策として、整地した後に防草シートを敷き、その上に砕石を敷きます。

土地の境界の確定、麻名用土地改良区との協議も完了しております。

以上のことから許可相当と思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号168の申請地は第2種農地であり、平島〇〇〇番〇は令和6年1月に、平島△△△番△は昭和46年5月に農用地区域から除外されております。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、適切な規模の面積を確保できること、譲渡人が相続で農地を取得したものの耕作が困難で休耕状態であったことから、転用するものです。

パネル容量605w、675枚及び、パワコン容量50.0kw4台と49.9kw1台を設置します。

周囲は、北側と南側が町道、西側と東側は農地です。

申請地は、整地し、ビニールシートを敷いて、さらに砕石を敷きます。

切土、盛土はありませんが、3,000㎡以上の事業面積において、アレイ架台の固定のため掘削して杭基礎を打ち込むため、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による、土地の形質の変更届を徳島県に提出し受理されております。

砕石を敷くことについては、徳島県生活環境保全条例の対象にならないとのことでした。

雨水は地下浸透です。地面の高低差が生じると雨水が隣接農地に流れるおそれがあるので、その対策を行うよう伝えております。

周囲の境界から1 m以上内側にフェンスを設置します。看板は南西の町道に面した出入口付近に設置します。

定期的に雑草の管理を行います。

周辺農地等に影響はないとのことです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、株式会社〇〇に売ります。

株式会社〇〇は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号168について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号168は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第34号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号169については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号169について、高川原字高川原の担当であります近久委員が欠席しておりますので、14番大西委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

14番 議案第34号、非農地証明願、受付番号169について、代読いたします。

9月19日に上田武志委員、近久委員と私の3名で代理人の行政書士と現地確認及び聞きとり調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は宅地、537㎡です。

昭和20年頃から農家住宅の敷地であったとのことで、昭和50年1月24日に撮影された国土地理院の空中写真により、少なくとも撮影当時から申請地上に倉庫が建てられていたことが確認できます。

申請地は、現在も倉庫の敷地であるため、農地への復元は著しく困難です。

また、高川原水利組合の受益地でありましたが、脱退の手続きをしてから数年は経過していることを確認しております。

よって、非農地証明の交付に特に問題はないと思われれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号169の申請地は、平成12年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が代読されたとおりです。

昭和20年以前から農家住宅の敷地として利用されていたとのことであり、現在は倉庫が建てられていることから、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、昭和50年1月24日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

また、申請地は高川原水利組合の受益地でありましたが、現況宅地となった時点から脱退されております。

よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号169について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号169は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第19号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知については、3件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和6年9月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。